令和８年度荒川区

認可外保育施設集団指導
（居宅訪問型保育事業（個人事業主））
～指導監督基準解説編～

荒川区 子ども家庭部
子育て支援課 指導監査係

立入調査・集団指導の目的

- 令和2年7月1日より東京都から荒川区へ指導監督権限が移譲され、荒川区内の事業者への指導監督は荒川区が行うこととなった。
- 児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- 児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目全般にわたって、基準への適合状況を確認する。

立入調査・集団指導の目的

- 認可外の居宅訪問型保育事業者については、立入調査に代えて講習等の方法による集団指導を行う

- 荒川区では、個人のベビーシッターに対して令和３年度より年１回集団指導を実施
（毎年受講が必要）

認可外保育施設指導監督基準

荒川区は、東京都の「認可外保育施設指導監督基準」を準用し、指導監督を行います

都の認可外保育施設指導監督基準は、荒川区ホームページに掲載しています
（https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a035/kosodate/hoikuen/ninkagaihoikushisetu.html）

荒川区ホームページ
＞子育て
＞保育園・幼稚園など
＞保育施設等に対する指導監査等
＞認可外保育施設に対する指導監督
＞指導監督基準
＞別表2-4 評価基準（居宅訪問型（個人））

※基準は、法令改正等により適宜改正されます

立入調査の流れ【一般的な流れ】

区 ①設置届・運営状況報告等により施設の状況把握

区 ②立入調査の実施通知を送付

区 ③立入調査の実施

区 ④調査結果を通知

設置者 ⑤改善状況報告書の提出（原則30日以内）

区 ⑥改善状況報告書の確認・再指導等

立入調査に代えて集団指導を実施
（案内ちらしを送付）

改善されない場合など

立入調査【随時対応の場合】

- **死亡事故等の重大事故が発生**した場合
- **児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれ**が認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や**重大事故が発生する可能性が高い**と判断した場合等を含む。）
- 利用者等から**苦情や相談**が寄せられている場合等で**児童の処遇上の観点から施設に問題**があると認められる場合等

→ **立入調査実施**

立入調査【随時対応の場合】

①【区】立入調査の実施

②【区】調査結果を通知

③【設置者】改善状況報告書の提出

④【区】改善状況報告書の確認

・著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
・著しく利用児童の安全性に問題がある場合等

改善されない場合

⑤【区】改善勧告

⑥【区】改善状況報告書の確認

勧告に従わない場合

⑦【区】公表

・弁明の機会の付与
・区児童福祉審議会への意見聴取

⑧【区】業務停止命令又は施設閉鎖命令

児童福祉法第59条
第3項から第5項

集団指導における主な指摘事項

◆ 救命講習を受講していない。

消防署主催の救命講習やテーマ別研修など、心肺蘇生の実習がある講習を定期的に受講する必要があります。

◆ 保育に従事する者に関する研修を受講していない。

保育に従事する者の人間性と専門性の向上のため、研修の受講が必要です。

◆ 必要な資格、研修の受講がない。

保育士又は看護師の資格があるか、居宅訪問型保育研修や子育て支援員研修「地域保育コース」等の研修を修了していることが必要です。

保育に従事する者及び資格について

《保育に従事する者の数》

指導基準1－(1)

原則、1人に対して乳幼児1人

※保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。

※保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

《保育に従事する者の資格》

指導基準1－(2)

有資格者とは、保育士又は看護師

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を含む。

（例）居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修（地域保育コース）、（公社）全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修、認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修　など

防災上の必要な措置について

《非常災害に対する措置》　　指導基準3、4

地震、火災等の災害発生時における対処方法について
検討及び実施をしているか。

例えば、

〇避難経路や消火用具の場所の確認

〇事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をする

などの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

保育内容について①

《主な調査事項》

指導基準５－(1)

①保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。
（以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。）

- 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項
- 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項
- 子どもの遊び等に関する事項　など

保育内容について②

②保育に従事する者に関する研修を受講しているか。

指導基準５－（２）－ａ

- 保育従事者の質の向上のため、定期的に研修を受講してください。（定期的に受講することが望ましいです。）

（例）公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育施設職員テーマ別研修　など

③保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施をしているか。

指導基準５－（３）－ａ

- 連絡帳又はこれに代わる方法により、可能な限り保護者と密接な連絡を取ることを心がけてください。

乳幼児の人権に配慮した保育内容①

乳幼児の人権に対する十分な配慮がなされているか。

指導基準５－（２）－ｂ

- 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないかなど、乳幼児の人権に十分配慮してください。

遊びの一環、寝かしつけのため、しつけのためと称するか否かを問わず、児童に身体的・心理的苦痛を与えてはいけません。

乳幼児の人権に配慮した保育内容②

虐待、不適切な保育に関する事例

- 令和2年6月
 保育者が、女子児童の下半身をさわったとして、強制わいせつ容疑で逮捕
- 令和3年10月
 保育者が、乳児が横たわっているベビーラックを、何度も前後に激しく揺さぶるという報道があった。
- 令和4年8月
 保育者が、男子児童の下半身をさわる行為やスマートフォンで撮影する行為をして、強制わいせつ罪等で懲役20年の有罪判決
- 令和5年5月
 保育者が、1歳の赤ちゃんを抱き抱えた状態からベッドの上に繰り返し落として暴行したとして、書類送検

乳幼児の人権に配慮した保育内容③

保育者による虐待、不適切な保育の例

- 身体的な虐待・乱暴なかかわり
 - しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなどの暴力を振るう。
 - 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
 - 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く叩く。
 - 児童を激しく揺さぶる。
 - 戸外に閉め出す。

乳幼児の人権に配慮した保育内容④

- 心理的な虐待・人格を尊重しないかかわり
 - 「お前」、「ばか」、「かわいくない」など、人格を無視した言葉や傷つけるような言葉を投げかける。
 - 「早く寝てよ」、「〇〇しなさい」など、物事を強要するような言葉を投げかける。
 - 「おやつを抜きにするよ」など、罰を持ち出して脅すような言葉を投げかける。
 - 大きな声を出したり、おもちゃや食器などを児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を萎縮させる。

乳幼児の人権に配慮した保育内容⑤

- 性的な虐待
 - 児童を裸にして保育者が、個人的に児童の写真をとる。
 - 午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
 - 着替えや排せつ介助の際に、性器に触るなど、わいせつ行為をする。
 - 愛情表現やスキンシップと称して、児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為をする。
- ネグレクト
 - 汚れたオムツを替えずそのままにする。
 - ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。

健康管理・安全確保について①

《乳幼児の健康状態の観察》　**指導基準7－(1)**

①預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。

- 視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

②引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

健康管理・安全確保について②

《保育従事者の健康診断》

指導基準7－(2)

①健康診断を1年に1回受けているか。

②検便を実施しているか。

- 食事の提供(調理)や調乳を行う場合は、検便を実施してください。
- 検査結果は適切に保管してください。

乳幼児突然死症候群の予防①

指導基準7－（4）

- ♦ 照明は、睡眠時の乳児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ♦ 乳幼児のそばを離れない。
- ♦ 乳児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。

1歳児以上でも、子供の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、子供の安全確認をきめ細かく行う。

- ♦ 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。

➢家庭での子供の様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。

➢預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意して聞き取る。

出典：「令和8年度認可保育所の指導検査について」（保育園での事故を防ぐために）東京都

乳幼児突然死症候群の予防②

♦ 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録する。

- ➢ 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔。
- ➢ 預かり始めの時期は特に注意してチェックする。
- ➢ 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェック。
- ➢ チェック項目（児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態、体温）
- ➢ 乳幼児の体に触れて確認する。

出典：「令和8年度認可保育所の指導検査について」（保育園での事故を防ぐために）
（東京都一部改変）

乳幼児突然死症候群の予防③
及び睡眠中の事故防止

♦ その他の睡眠中の事故

➢ 睡眠中に児童が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、**窒息などによる事故**がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息などその他の睡眠中の事故防止にもつながる。

【窒息リスク除去方法】
①やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ② ヒモ、またはヒモ状のもの(例:よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等)を置かない。 ③ 口の中に異物がないか確認する。 ④ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。 ⑤児童の数、職員の数に合わせ、定期的に児童の呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

♦ 「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書」

➢ 個人で長く運営し、繰り返し改善指導が行われていた認可外保育施設で発生した午睡時の死亡事故について(令和2年3月26日)

出典:「令和8年度」認可保育所の指導検査について」(保育園での事故を防ぐために)東京都

健康管理・安全確保について③

《主な調査事項》

① 安全計画を策定し、安全計画に従い安全確保に配慮した保育が実施されているか。 **指導基準7－（５）－ａ**

- 訪問先の設備、周辺環境の安全点検や安全に関するマニュアルの整備や徹底をお願いします。

② 安全計画に定める訓練を定期的に実施しているか。 **指導基準7－（５）－b**

- ケガや急病等における応急手当の実践、ヒヤリ・ハット時の事故防止意識の再確認が必要です。

③ 保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 **指導基準7－（５）－ｃ**

健康管理・安全確保について④

《主な調査事項》

④ 事故防止の観点から、危険な場所に対して適切な安全管理が図られているか。

指導基準7－（5）－d

- 訪問先の室内、室外の安全確認の徹底をお願いします。

2026年9月に東京都で12階建てのマンションのベランダから5歳の男児が転落し救急搬送しましたが亡くなりました。ベランダのエアコン室外機などを足掛かりに手すりを乗り越え、転落する事故が繰り返し発生しています。ベランダや窓のそばに子供の足場になるようなものがないか確認してください。

（参考）事故防止について：

「ヒヤリ・ハット調査『誤飲等による乳幼児の危険』調査報告書」

（令和3年6月東京都生活文化局（東京くらしWEB））

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/hiyarihat/

健康管理・安全確保について⑤

安全計画の策定に当たっては

- 国の「保育安全計画例」などを参考に策定してください。

 安全計画に関する通知については、下記URLをご参照ください。

 「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」
 （こども家庭庁HP）

 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1b9d7664-123f-45d6-aea0-b6fbaf7ff788/8d430c25/20230401_policies_hoiku_ninkagai-tsuuchi_21.pdf

健康管理・安全確保について⑥

≪　認可外保育施設（居宅訪問型保育事業者）安全計画　参考様式　≫





【参考】こども家庭庁　（参考様式）認可外の居宅訪問型保育 安全計画、ヒヤリハット、チェックリスト

健康管理・安全確保について⑦

≪安全計画作成に当たって≫



【参考】こども家庭庁 「安全確保のポイントと安全計画作成のために（研修資料）」

健康管理・安全確保について⑧

《主な調査事項》

①事故発生時に適切な救命処置ができるよう定期的に実技講習を受講しているか。 **指導基準7－（5）－g**

- 消防署主催の救命講習（実技講習を伴うもの）又はこれと同等の内容の講習を定期的に受講してください。受講証や研修修了証により確認します。

②賠償責任保険等に加入するなど、事故に備えているか。 **指導基準7－（5）－h**

- 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかにできるように備えてください。

健康管理・安全確保について⑨

③　重大事故が発生した場合、速やかに報告をしているか。

指導基準7－（5）－ i

- 死亡事故や治癒に30日以上かかるケガ等が発生した場合は、遅くとも翌日までに荒川区の保育課までご報告ください。

④　ケガ等の事故状況について、記録を残しているか。

指導基準7－（5）－ j

- 事故の状況や処置について記録を残してください。

児童の状況に応じた食事の提供

♦ 食事中の事故防止策の例（誤嚥による窒息防止）

➢過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しない。

・プチトマトは四分割にカットする

・りんごや梨等の果物は離乳食完了期までは加熱するなど調理方法を工夫する。

➢子どもの食事に関する情報（発達状況等）を把握する。

➢食事の前に、当日の子どもの健康状態等を確認する。

➢ゆっくり落ちついて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングで食事を与える。

➢口の中に食べ物が残っていないか注意する。

➢子どもの口に合った量で与える。（1回で多くの量を与えない）

➢汁物などの水分を適切に与える。

➢食事中に眠くなっていないか注意する。

出典：「令和8年度認可保育所の指導検査について」（保育園での事故を防ぐために）東京都

新年度における教育・保育施設の事故防止に向けた取組の徹底について



- 出典：「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」
 （令和7年3月12日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡）

新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について



出典：「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」
（令和6年3月29日付こども家庭庁・文部科学省事務連絡）

利用者へのサービスに関する内容の提示

利用者へサービスに関する内容の提示をしているか

指導基準8－(1)

- 利用者に対し、サービス内容に関して、必要な**14項目**を書面等により提示してください。

 ◆提示が必要な項目

 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名　　b 事業所の名称及び所在地

 c 事業を開始した年月日　　d 保育提供可能時間

 e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由

 f 利用定員　　g 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況

 h 設置者の研修の受講状況

 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

 j (提携している場合は)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

 k 緊急時等における対応方法　　l 非常災害対策　　m 虐待の防止のための措置に関する事項

 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

- **子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」**にも掲載してください。(令和6年4月1日より義務化)

サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付及び説明

①サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付を行っているか。

指導基準8－(2)

- 利用者に対し、契約内容として書面等による交付が必要な**8項目**を書面等に全て記載した上で交付してください。

◆書面等による交付が必要な項目

a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項　c 事業所の名称及び所在地

d 事業所の管理者の氏名　e 当該利用者に対し提供するサービスの内容

f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

g (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容

h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先

②サービス利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明を行っているか。

指導基準8－(3)

○×クイズ【第１問】
睡眠時の姿勢について

【問題】
10か月の乳児が自力で寝返りを打ち、うつぶせ寝になってしまう。
仰向けに直すと泣いて起きてしまい、睡眠不足で体調を崩す懸念がある。
この場合の対応について正しい対応はどれか。

(1)保護者からの聞き取りで「家ではうつ伏せで良く寝ます」と聞いていたため、
　保護者はうつぶせ寝を肯定していると判断しそのままうつぶせで寝かせた。
(2)窒息のリスクを完全に排除するため、寝返りを打ちうつぶせになるたびに、
　その都度優しく仰向けに直した。
(3)うつぶせのまま、乳児の頭の下に固めのバスタオルを敷き、
　鼻がふさがらないように工夫して寝かせた。

○×クイズ【第１問】答え
睡眠時の姿勢について

【解答】

(1)×

(2)○

(3)×

認可外保育施設で2023年12月に乳児をうつぶせで寝かせて、死亡事故が起きました。
睡眠中は仰向けに寝かせ、顔色が観察できる明るさを保ち、きめ細かく観察しましょう。
睡眠チェック表は0歳児は5分間隔、1～2歳児は10分間隔で体位を記録しましょう。

【解説】

(1)(3)認可外保育施設に対する指導監督基準別表２－４には、窒息除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であると書かれています。

○×クイズ【第２問】
食事中の安全管理

【問題】

1歳6か月の子どもにおやつとして、保護者が用意した手作りサンドイッチとミニトマトを提供することになった。正しい対応はどれか。

(1)子どもが眠くなりウトウトしながら食べていた。手作りおやつを残さないため、多めの量を詰め込み、急いで食べさせた。

(2)ミニトマトは丸呑みすると気道をふさぐ重大事故につながるため、4等分にカットした上で、食べている最中は見守りを行った。

(3)子どもが手づかみで上手に食べていたため、食事中の見守りを行いつつ、保育記録を入力した。

○×クイズ【第２問】答え
食事中の安全管理

【解答】

(1)×

(2)○

(3)×

2022年11月に認可外保育施設で、1歳5か月の子どもがりんごを食べながら眠そうにしていたため、保育士が指で口から一部のりんごをかきだしたが、誤嚥し救急搬送したが死亡しました。
眠い時は食事を切り上げ、子どもの口に合った量を子どもの意思にあったタイミングで与えましょう。また、食べ物を飲み込んだかの確認をするなど食事中は注意深く見守るとともに、姿勢を正し、食事に集中させましょう。
なお、りんごは離乳食の完了期まではやわらかくなるまで加熱して提供してください。

【解説】

(1)(3)国の「教育・保育施設等における事故防止及び事故が発生した場合のためのガイドライン」には、食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気づきと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、子ども(特に乳児)の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察すると書かれています。

○×クイズ【第３問】
入浴中の安全管理

【問題】
保護者の依頼で2歳の子どもを入浴させることになった。正しい対応はどれか。

(1)浴室にタオルを持ち込むのを忘れたことに気づいた。子どもは
(湯舟20㎝)の中で機嫌よく遊んでいたため、「すぐ戻るね」と声をかけ
タオルを取りに行った。
(2)入浴前にタオル、着替え、おむつ等必要なものをすべてを脱衣所に用意し、
浴室内では子どもの手の届く距離で見守り、絶対に目を離さない対応を
した。
(3)入浴前に必要なものを準備した。子どもは湯舟に入り「見ないで」と
言うので、ふろ場の扉を閉め、脱衣所で呼ばれるのを待った。

○×クイズ【第３問】答え
入浴中の安全管理

【解答】

(1)×

(2)○

(3)×

2025年2月にベビーシッターが、入浴していた4歳の子どもから目を離して、窒息死させた事故が起きました。
水遊び同様に入浴中の見守りを徹底してください。

【解説】

(1)(3)消費者庁安全調査委員会の「プール活動・水遊びの監視のポイント」は、プール・水遊びについて書かれていますが、水遊びと同様に入浴前に準備を行い、入浴中は子どもから目を離さないことが重要です。

参考資料①
「こどもセーフティープロジェクト」

リスクマップでは子どもの発達段階に応じた家庭内及び公園での事故事例を示した「事故状況編」と具体的な解決方法を示した「解決策編」があります。
東京都ウエブサイトに掲載されていますのでご確認ください。
東京都こどもセーフティプロジェクト リスクマップ
https://kodomosafetypj.metro.tokyo.lg.jp/riskmap/



参考資料②
認可保育所の指導監査について
（保育園での事故を防ぐために）

「睡眠時の安全確保」「誤嚥を防ぐ食事提供」「園外保育や送迎時の置き去り防止」等保育中の事故の対策集です。

東京都ホームページに掲載されていますのでご確認ください。
東京都家庭的保育事業集団指導資料③～保育園での事故を防ぐために～
https://www.youtube.com/watch?v=LKEaFkvGvkI

今後の流れ

①本動画を含めた2つの動画を視聴
～制度概要編～
～指導監督基準解説編～ 本動画

②効果測定を受けてください。
※効果測定の様式は動画掲載先のホームページ上から
ダウンロード可能です。

③記入済の効果測定用紙に資格証・受講証等の必要書類を添付し、 ロゴフォーム又はメール、郵送で12月31日(木)までに提出してください。

今後の流れ

④集団指導の終了後1～2か月程度で、荒川区より**集団指導の結果**を通知いたします。

⑤結果通知に、改善を要する事項（指摘）がある場合、期限までに（結果通知をおこなった日から概ね30日以内）**「改善状況報告書」の提出**をお願いいたします。

問い合わせ先
（効果測定・アンケート提出先）

区役所本庁舎と
異なります。
ご注意ください。

〒116-0002　荒川区荒川5－12－10
荒川区　子ども家庭部　子育て支援課分室　指導監査係
電話：03－3805－5741（直通）
提出ロゴフォーム：https://logoform.jp/form/bUir/1874665
提出専用アドレス：teishutu_shidokensa@city.arakawa.tokyo.jp

ベビーシッターの皆様へのお願い

今後の運営状況報告、集団指導等のお知らせは、ロゴフォーム又はメールで送付させていただく予定です。区にメールアドレスを届出されていない方は、メールアドレスの届出をお願いします。また、メールアドレスを変更した場合は、お手数ですがご連絡をお願いいたします。
※メールアドレスの届出がない場合は、これまでどおり郵送にて送付いたします。

受講ありがとうございました！

効果測定とアンケートの締め切りは**令和8年12月31日(木)**です。